

議案第196号

指定管理者の指定について（扇町公園の一部及び大阪市立扇町プール）

扇町公園の一部及び大阪市立扇町プールについて、次のとおり指定管理者を指定する。

1 施設の名称

扇町公園（大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。）

大阪市立扇町プール

2 指定管理者

大阪府中央区備後町1丁目5番2号

扇町公園スマイルパートナーズ

構成員 大和リース株式会社

関西テレビ放送株式会社

スポーツクラブNAS株式会社

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和25年3月31日まで。ただし、大阪市立扇町プールについては、令和6年4月1日から令和25年3月31日まで

令和4年11月30日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

扇町公園の一部及び扇町プールについて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法 (抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 省 略